



**社会福祉法人制度の見直しに関する報告書の骨子が示される
～福祉の担い手として信任を得るための必須事項やその環境整備など～**

◆6月16日、「社会福祉法人の在り方検討会」が社会福祉法人制度の改革に向けた方策提言の報告書の骨子を示しました。その内容の骨子は右下の表のとおりですが、中でも公益的な活動や財務諸表の公表等を法制化して義務付けるといった提言がなされています。

「公益的な活動の推進」「法人組織の体制強化」「法人運営の透明性の確保」は、社福が今後も福祉の主な担い手

として地域住民等から信任を得続けるための必須の事項とされ、「法人の規模拡大・協働化」「法人の監督の見直し」は公益的な活動を柔軟に実施していく上での必要な環境整備であるとして、内容に盛り込まれています。

社福は昨今、報道等においても特集が組まれるなど、国民の監視・興味が寄せられるようになってきていますが、「この検討会において整理された課題を乗り越えることで、国民や地域の信頼を勝ち取り、今後増大する福祉ニーズにも一層貢献できる経営主体になっていくことができると確信している。」と報告書を結んでいます。

厚労省は今後、社会保障審議会福祉部会において検討を進め、具体的な制度設計を年内に決定のうえ、来年の通常国会には必要な関連法案を提出することとしており、2016年度における社会福祉法等の改正法案の施行が見込まれています。

特に情報公開などの点では、会計事務所に対する需要が高まることが予想されます。
(参考：厚労省HP)

報告書案の骨子	
公益的な活動	<ul style="list-style-type: none"> ●「地域における公益的な活動」の実施をすべての社会福祉法人に法律で義務付け ●公益的な活動の内容は、それぞれの地域で定める ●一定期間実施がない法人は行政指導対象
組織体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●すべての社会福祉法人に評議員会を設置 ●資金管理を施設単位から法人単位に ●法人本部機能の強化
透明性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●財務諸表の公表を法律上の義務とする ●都道府県・国単位で集約 ●地域における公益的な活動を併せて公表
規模拡大・協働化	<ul style="list-style-type: none"> ●合併・事業譲渡の要件や手続きの見直し ●複数法人による事業協働化を図り、役職員の相互兼務を認めて法人外への資金拠出の規制を緩和
監督の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ●設立認可の要件に、ボランティアやNPOでの活動実績を加える ●外部監査を義務化（一定規模以上の法人） ●第三者評価の受審促進

**公取委・保育分野に関する調査報告書を公表
～多様な事業者が参入できる環境整備を求める～**

◆6月25日、公正取引委員会から「保育分野に関する調査報告書」が示されました。平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、保育分野は「制度の設計次第で巨大な新市場として成長の原動力になり得る分野」「良質で低コストのサービスを国民に効率的に提供できる大きな余地が残された分野」と位置づけられ、さらには25年6月閣議決定の「規制改革実施計画」では「保育の質を確保しつつ、待機児童の解消を目指し、改革に取り組む」とされています。

検討にあたっては、株式会社や社会福祉法人等の保育事業者や市町村、保護者らを対象にアンケートを実施し、競争環境の適正性について分析され、その結果からは、株式会社であることを理由に自治体から保育所開設を認めてもらえない、不利な条件があるために参入できないといった意見が見られる中で「競争政策の観点から保育分野について考え方を整理することは、サービスの供給量増や質の向上が図られることにつながり、ひいては同分野を我が国の成長分野とすることに資する」との考えのもとで検討が重ねられました。

報告書では下記の環境を整えることを求めており、これらの環境を整えることで、株式会社も含め多様な事業者の参入を促すべきであるとし、今後の国や自治体の動向に注目が集まることと予想されます。

(参考：公正取引委員会プレスリリース)

- ・多様な事業者の新規参入が可能
- ・事業者が公平な条件の下で競争できる
- ・利用者の選択が適切に行われ得る環境
- ・事業者の創意工夫が発揮され得る環境

**医療・介護総合推進法が成立
～新しい方向性が示される～**

◆6月18日、高齢化のピークとなる“2025年問題”を見据えて医療提供体制と介護保険制度を一体改革するための「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(略称：医療・介護総合推進法)が成立しました。

医療分野では都道府県に「地域医療構想」の策定を求め、それに基づいて病院の機能分担の見直しが進められることとなるほか、医師確保を支援する「地域医療支援センター」の機能も位置づけられました。

介護保険分野では、収入によって自己負担が2割に引き上げられたり、特養への入所が「要介護認定3」以上に限られるなど、負担面・サービス面の両面で利用者への影響が見られます。また「要支援1・2」のサービスの一部が国の介護保険のサービスから市町村事業へ移管されることによる自治体格差を懸念する声も見受けられます。

福祉サービスの需要が大きくなる中で、人材確保など、課題山積の中で新しい方向性が示されています。(参考：朝日新聞ほか)